

学習用タブレット端末  
Chromebook ご利用の手引き

児童・保護者用



氏名：

名護市立屋部小学校

※卒業するまで大切に保管してください

要保管

## 児童メールアドレス

\_\_\_\_\_ @nago.ed.jp

パスワード

\_\_\_\_\_

※メールアドレスやパスワードは大切な個人情報です。  
なくさないように保管し、他人に知られないようにしましょう。

## Chromebook の利用について

--- 児童・保護者のみなさまへ ---

Society 5.0 時代に生きる子供たちにとって、PC 端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテムです。今や、仕事でも家庭でも、社会のあらゆる場所で ICT の活用が日常のものとなっています。社会を生き抜く力を育み、子供たちの可能性を広げる場所である学校が、時代に取り残され、世界からも遅れたままではられません。

1人1台端末環境は、もはや令和の時代における学校の「スタンダード」であり、特別なことではありません。これまでの我が国の150年に及ぶ教育実践の蓄積の上に、最先端のICT教育を取り入れ、これまでの実践とICTとのベストミックスを図っていくことにより、これからの学校教育は劇的に変わります。

この新たな教育の技術革新は、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びにも寄与するものであり、特別な支援が必要な子供たちの可能性も大きく広げるものです。

忘れてはならないことは、ICT環境の整備は手段であり目的ではないということです。子供たちが変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成していくことが必要です。その際、子供たちがICTを適切・安全に使いこなすことができるようネットリテラシーなどの情報活用能力を育成していくことも重要です。

子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育 ICT 環境の実現に向けて  
～令和時代のスタンダードとしての1人1台端末環境～ 《文部科学大臣メッセージ》より一部抜粋

情報機器はもろ刃の剣です。使い方を誤れば自分が被害者や加害者になってしまうこともあります。他人を誹謗中傷する道具として利用したり、法律に抵触する行為をしてはいけません。包丁は料理に使う道具として作られました。しかしその刃（やいば）を人に向ければ、他人を傷つける道具となることもあります。包丁職人は料理に使ってくれることを願って毎日刃を研ぎ続けます。私たちは目的を誤ってはいけません。毎年のように新しい情報機器が登場しますが、便利に使いこなすことで社会が発展していきます。SNS等で他人を攻撃してはいけませんし、詐欺まがいの道具に使用するものでもありません。SNS等は多くの人とつながり、広く視野を広げるために有益に使ってください。目的に沿って Chromebook を利用し、無用な危険に陥らないように、本手引きに記載のルールや制限事項をよく理解したうえで日常生活に活用していくようにしてください。

## Chromebook 利用上の注意事項

Chromebook は、授業および家庭での学習で活用していただくタブレット型PCです。Chromebookを活用することで学習効果が高められ、情報モラルも身につきます。これからの時代をリードし活躍する屋部小学校児童として以下に掲げる事項を遵守することで「情報を的確に収集・分析し、分かりやすく表現する力」を習得しましょう。そして「情報活用力・表現力」を養ってください。

- Chromebook は授業のある日には毎回持参してください。充電は保管庫で行ってください。家庭での充電はモバイルバッテリーなどを使用してください。
- Chromebook は学習のツール（道具）として利用してください。授業・学習以外での利用はできません。
- Chromebook を SNS やネットゲームに利用しない。  
違反した場合、担任が一時預かります。悪質な場合は指導の対象となります。
- 自分以外の【ID・パスワード】でログインしないようにしてください。  
他人の【ID・パスワード】でログインするとIDの不正利用となり、指導対象となります。  
サーバのログ情報にアクセス記録が残っていた場合、事情を聴かれることがあります。
- 学内では授業中（教員の指示に従って）のみ利用してください。  
担当教員が許可した場合のみ、授業以外に利用できます。
- カメラ撮影・動画撮影（スクリーンショットを含む）を行うときは、教員の許可を得てください。  
違反した場合、担任が一時預かります。悪質な場合は指導の対象となります。
- 他人の所有物を無断で撮影しないでください。  
他人の所有物を無断撮影する行為は盗撮行為となり、指導の対象となります。
- 他人の画像・音声・動画・個人情報（名前、住所等）は、本人の同意にかかわらず撮影・所持・送信・公開してはいけません。これらの行為は違法です。直ちに指導の対象となります。
- 他人の Chromebook に、本人の許可なく触れることを禁止します。  
他人の所有物に勝手に触れる行為はマナー違反です。悪質な場合は指導の対象となります。
- 教室移動で Chromebook を利用しないときは、Chromebook を保管庫の中に入れ保管にしてください。盗難防止の自衛策を常に行ってください。盗難にあった場合には、担任へ報告してください。盗難を行った（盗難に加担した場合も含む）児童は、直ちに指導の対象となります。

# 名護市立屋部小学校 学習用タブレット(chromebook)利用規定

## 1. 目的

本規定は、学習用タブレットの利用に伴う、情報の漏えい・改ざん・破壊・紛失を防止し、学習ツールとして有機的に活用することを目的に定めるものである。

## 2. 所有者及び管理責任者

本タブレットの所有は、名護市教育委員会とする。

管理責任者は、屋部小学校 校長とする。

## 3. 対象者

名護市立屋部小学校に在籍する児童で学習用タブレットを利用する全ての者。

## 4. 対象機器

令和2年度以降に導入した学習用タブレット(chromebook)

## 5. 遵守事項

### 5.1 学習用タブレットのセキュリティ対策

#### 5.1.1 学習用タブレットの使用

- ① 学習用タブレットとして校内、校外で利用するものは、名護市教育委員会より貸与した chromebook でなければならない。個人所有のタブレット及びスマートデバイスは利用しないこと。
- ② 学習用タブレットを家庭に持ち帰ることがある際は以下の点に注意し利用すること。
  - ・本体を貸与するので、各自紛失しないよう管理すること。
  - ・充電は家庭用 AC アダプタを使用すること。(C タイプ)
  - ・レンタル期間終了時(本校卒業時)に本体を学校へ返却すること。
  - ・学習用タブレットを返却する際には、破損等がないか確認すること。

#### 5.1.2 授業中及び家庭学習やその他教師の指示があるときに使用すること。

5.1.3 管理責任者又は、情報推進化リーダーは、定期的にタブレット端末を確認し、必要なアップデートや不要なデータ等の 削除を行うこと。

5.1.4 管理責任者又は、情報推進化リーダーは、はタブレットに障害や事故等発生した場合には、速やかに名護市教育委員会へ連絡すること。

## 5.2 学習用タブレットに導入するソフトウェア

5.2.1 学習用タブレットには、学校が定めるアプリケーション以外を導入しないこと。

5.2.2 アプリケーションは、学校の許可を得ることなくインストールおよびアンインストールしないこと。

## 5.3 学習用タブレットの他者への利用制限

5.3.1 学習用タブレットを利用する児童は、学習用タブレットのロック機能を有効にし、第三者が無断で学習用タブレットを利用できないようにすること。

5.3.2 ロック機能は学校が定めた通りに使用し、ロック解除方法が第三者に漏れないようにすること。

5.3.3 学習用タブレットは、共用利用ではないので、他者との貸し借りはしないこと。

5.3.4 他者の学習用タブレットを使用することは「なりすまし」行為に相当する点を理解すること。

## 5.4 授業中以外の使用と管理

5.4.1 学習用タブレットは、授業中の他、家庭学習や教師の指示があった場合に活用すること。

5.4.2 放課後は、学習に適切な場所で利用すること。持ち運びの際は、鞆にしまうなど、盗難・紛失に気を付けて各個人できちんと管理すること。

5.4.3 家庭で使用した場合、学習用タブレットへの充電を通学前に実施し、授業で円滑に利用できるよう準備をすること。

## 5.5 校外での利用時の注意事項

5.5.1 通学時は、盗難に遭わないようにすること。

5.5.2 歩きながらタブレットを使用することは大変危険なので行わないこと。

5.5.3 校外で利用する場合は、紛失防止のため学習用タブレットは常に手元に置き、放置しないようにすること。

5.5.4 紛失に気付いた場合は、学校職員または保護者へ速やかに報告すること。

5.5.5 家庭での利用は、学習用であることを十分に認識した上で適切に利用すること。長時間の利用は、依存症などを誘発する恐れがあることを十分に理解すること。

5.5.6 家庭内に安全な Wi-Fi 環境があれば、パスワードを適切に設定しこれを利用すること。

5.5.7 飲食店やコンビニなどにあるフリーWi-Fiなどは、ID 乗っ取りの危険があるので繋げないこと。

## 5.6 学習用タブレットの改造

5.6.1 学習用タブレットのソフトウェアやハードウェアの改造を行わないこと。

5.6.2 学習用タブレットの設定を変更しないこと。

## 5.7 クラウドの利用

5.7.1 クラウドサービスは、学校が許可したクラウドサービスを利用すること。

5.7.2 利用の主な目的は、学習プロセスの記録と学習成果物の保存であるので、クラウド内は授業者の指示を受けて整理して運用すること。

5.7.3 クラウドサービスを利用するためのアカウント・パスワードは、第三者に知られないよう適切に管理すること。

## 5.8 個人情報

5.8.1 インターネット上に自宅住所や電話番号、携帯電話番号、各種アカウント・パスワードなどを記載しないこと。

5.8.2 個人を特定できる情報を公開しないこと。

5.8.3 他人の顔写真等を公開しないこと。

5.8.4 インターネット上でトラブルが生じたり、不審な通知が届いたりした場合には直ちに学校職員に連絡すること。

5.8.5 情報を発信する場合は、人権及び著作権等に十分配慮し、基本的モラルに配慮すること。

## 6. 禁止事項

6.1 インターネット上で他人を誹謗中傷したり、他人に不快感を与えたりするような発言をしないこと。

6.2 インターネットに発信する場合、その内容は、国内はもとより世界中に伝送される可能性があることに留意し、自らが責任を持てる内容に限ること。

6.3 他人の著作権を侵害するような行為をしないこと。写真や画像(イラスト等も含む)・文献等の使用

- 6.4 次の接続先へのアクセスは禁止する。① 有料データベース ② オンラインショッピング ③ アダルトサイト ④ その他、学習する上でふさわしくないとされる接続先
- 6.5 使用権のないコンピュータへの侵入など、正常な運用を阻害する行為をしないこと。
- 6.6 他人のアカウントやパスワードでクラウドサービス等を使用しないこと。また、他人に自分のアカウントやパスワードを使用させないこと。
- 6.7 いかなる場合も学校の許可なしに他の情報機器を接続しないこと。

## 7. 保守管理

### 7.1 故障、紛失

- 7.1.1 紛失の場合は、第三者による不正使用防止を第一に考え、速やかに学校職員または保護者へ連絡すること。
- 7.1.2 故障の場合は、学校職員へ報告すること。
- 7.1.3 故障・紛失時ともに端末の改造や正規以外での修理（液晶交換 など）を行った場合には、本体価格と同額（5万円程度）の有償修理となるので行わないこと。
- 7.1.4 対象者が児童であった場合、前項に規定する費用が掛かった場合は、対象者の保護者が支払うものとする。本体価格：5万円

## 8. 管理

- 8.1 学習用タブレットは、セキュリティ対策のため、使用履歴等を名護市教育員会が確認しているため、学習のために活用すること。

附則 この利用規定は、令和3年5月1日から施行する。